

決議案第6号

北朝鮮による韓国・延坪島^{ヨンピョンド}への砲撃に抗議する決議の提出について

上記の決議を三田市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年12月17日

三田市議会議員	長谷川 美 樹
同	中 田 初 美
同	城 谷 恵 治

北朝鮮による韓国・延坪島^{ヨンピョンド}への砲撃に抗議する決議（案）

北朝鮮は11月23日、韓国の延坪島に対して砲撃を行い、韓国軍との間で交戦状態となった。これにより、民間人2人と韓国軍兵士2人が死亡し、負傷者が出たため、多くの住民が緊急避難する事態となった。

民間人が居住する島への無差別砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章や北朝鮮自身が当事者である南北間の諸合意にも反する無法な行為である。

三田市議会は、北朝鮮の軍事挑発行動を厳しく非難する。

北朝鮮は今回の行為を韓国軍が、「北朝鮮の領海」で軍事演習を行い砲撃したことへの反撃だとしている。この海域における境界線については、韓国と北朝鮮の主張が異なっているが、それを武力攻撃の理由とすることは、断じて許されるものではない。

三田市議会は、北朝鮮が攻撃とそれによる被害の責任をとり、挑発的な行動を繰り返さないよう厳重に抗議する。

また我が国政府におかれては、韓国をはじめ関係国に対し、事件をさらなる軍事的緊張や軍事紛争につなげることなく、外交的、政治的な努力によって解決するよう働きかけることを要請する。

以上、決議する。

平成22年12月17日

兵庫県三田市議会